

# インフレーションの基本的 規定性に関する一考察 (上)

— 適正外国為替相場論序説 —

佐藤俊幸

はじめに

- I 価値章標の本質と運動様式
  - II マルクス以前の価値章標学説の検討 …… (以上, 本号)
  - III 紙幣の流通法則と名目的価格騰貴
    - 1. 論争の一部紹介
    - 2. 自説の展開
- おわりに

はじめに

本稿の課題は、インフレーションの基本的規定を把握するにあたり、いかに貨幣の諸形態規定性（殊に貨幣の流通法則）と紙幣の本質・固有の運動法則をその基礎に据えることが重要であるかを論証することである。私がインフレーションの基本的規定について研究しようとおもった理由、およびその基本的規定の把握に際し貨幣の諸形態規定性（殊に貨幣の流通法則）と紙幣の本質・固有の運動法則の重要性とを問題提起するにいたった背景は次の通りである。

まずインフレーションの基本的規定を研究する理由について。

私は適正外国為替相場の解明の一環として不換銀行券インフレーションの

問題を研究しようと考えている。もちろん、不換銀行券がどのようにして商品流通の必要に応じて伸縮し、またどのようにして過剰になるかが不換銀行券インフレーションの解明にとって焦眉の点であることは言うまでもない。この伸縮と過剰をいかに把握するかが各論者の間で争われた。不換国家紙幣とは区別される不換銀行券の運動の特殊性がその伸縮性にあるとされたので、不換銀行券に蓄蔵貨幣の機能があるかどうかの問題とされたし<sup>1)</sup>、また過剰流通についてもそれが赤字国債の中央銀行引受によってのみ生じるのか、それとも銀行信用の膨張によっても生じるのか、といったようなことが流通必要金量との関連で論議された<sup>2)</sup>。しかし不換銀行券がどのような運動様式をとるかはそもそも不換銀行券の本質によって規定される事柄である。不換銀行券インフレーションは不換銀行券の本質規定から生じるものであるという考え方からこれまでの学会の論争も主に、まずもって不換銀行券の本質規定をめぐって行われてきたのであった。不換銀行券の本質については、学会の潮流はおよそ大きく三つに分かれる。第一の潮流は、不換銀行券は信用貨幣であり、蓄蔵貨幣の機能を営みえないとする岡橋保氏に代表される説である<sup>3)</sup>。第二の潮流は、不換銀行券とは不換紙幣であり、不換銀行券はそのようなものとして擬制的価値をもち蓄蔵機能を営みうるとする高木暢哉、竹村脩一両氏などによって代表される説である<sup>4)</sup>。第三の潮流は、こうである。不換銀行券は価値章標と擬制的利子生み資本との統一であり、産業的流通では価値章標としての規定性において存在し蓄蔵機能を営みえない（インフレーション発生の可能性をもつ）が、流通界へ出てくる時は擬制的利子生み資本としての規定性において存在しているので伸縮運動をしようとする飯田繁氏に代表される説である<sup>5)</sup>。私は、これら三つの潮流のうち第三の潮流を基本的に支持するものである。不換銀行券の本質は貨幣論と信用論との二つの側面からとらえられねばならないと思うのである。

私はこうした基本的考えのもとに不換銀行券インフレーションを解明しようと思っているが、しかしこの問題に取り組むためにはそもそもインフレ

ションとは何か、インフレーションとはどのようにして起こるものなのかというインフレーションの基本的規定が把握されていなければならない。インフレーションはなにも不換銀行券の場合に限って生じるのではなく、国家紙幣の場合でも生じる（本稿において単に「紙幣」という場合、それは「国家紙幣」を意味する）。そうであるとすれば、不換銀行券という特殊な規定性においてインフレーションを解明する前に、インフレーションが発生する最も基本的な関係（国家紙幣）のもとでインフレーションを考察しなければならないであろう。こうした手順を踏むことによって国家紙幣の運動様式とは区別される不換銀行券の運動様式の特殊性（したがってまた不換銀行券インフレーションの意味合い）もまた明瞭になるとと思われる。私は以上のような問題意識のもとにインフレーションとは何か、インフレーションとはどのようにして起こるものなのかというインフレーションの基本的規定の問題を本稿で取り扱おうと思ったのである。

次に、その基本的規定の把握に際して、貨幣の諸形態規定性（殊に貨幣の流通法則）および紙幣の本質・固有の運動法則の重要性を問題提起するに至った背景について。

インフレーションの最も基本的・抽象的規定は、紙幣の代表金量低下・価格の度量標準の事実上の切下げを媒介とした紙幣流通法則（流通する価値章標の量はそれが流通で代理する金鑄貨の量によって規定されるという法則）の強制的貫徹＝名目的価格騰貴ということのうちに、すなわち『資本論』第1巻の「鑄貨、価値章標」のところであたえられている価値章標の本質と運動法則の規定のうちにあると思われる。紙幣数量の増加に伴う商品価格の騰貴は、流通する金の量は商品の価格によって規定され、流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金鑄貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に、流過程によってむりやりになすとげられたこの法則の貫徹にはかならない。だから、インフレーションの基本的規定を把握するためには、流通する金の量は商品の価格によって規定されるという貨幣の諸

形態規定性（貨幣の諸機能）の問題とそれに基づいた価値章標の本質・運動法則の問題とが正確に理解されていなければならない。貨幣の諸形態規定性（貨幣の諸機能）とそれに基づいた価値章標の本質・運動法則とが私のインフレーション研究の基本的視角である。そして、これら二つの視角の重要性は、マルクス以前の価値章標論と近年のインフレーションの基礎研究（紙幣増発の際の紙幣の代表金量の低下と価格の度量標準の事実上の切下げとの関係をめぐる論争）の書物を紐といた時痛切に感じられた。前者からは貨幣の諸形態規定性を把握することの重要性をみることができる。ヒュームやフラートンといった人達は貨幣の諸形態規定性を十分に把握していなかったので、紙幣の本質や固有の運動法則を理解するまでには至らなかった。他方、後者からは紙幣の本質・固有の運動様式の重要性を強調する必要性を感じた。インフレーションの基本的規定の把握にあつて紙幣の本質や固有の運動法則の強制的貫徹が重要であるにもかかわらず、この論争ではこれらが必ずしも正確に把握されていたとは思えなかったし、またあまり重視されてもいなかった。そこで、インフレーションの基本的規定の把握に際し、これら二つの視角がいかに大切であるかを論じようと思ったのである。

本稿の構成としては、インフレーションの基本的規定を解明するためにまず第I章で紙幣（価値章標）の本質とその運動法則をマルクスに依拠しながら展開する。第II章で貨幣の諸形態規定性がいかにインフレーションの基本的規定の把握にとって重要であるかをマルクス以前の価値章標論との関係のなかで示そうと思う。それによってまたマルクスの価値章標論の位置や特徴も明瞭になるであろう。そして最後に第三章では、紙幣の本質や運動法則の強制的貫徹がインフレーションの基本的規定の把握にあつていかに重視されるべきかを近年の論争の検討を通じて論じようと思う。こうした作業の全体を通してインフレーションの基本的規定に少しふれてみようと思うのである。

## I 価値章標の本質と運動様式

価値章標，すなわち国家紙幣（あるいはまた補助鋳貨）の本質的規定は流通手段としての貨幣（金）の代理・章標であるということのうちにある。

諸商品は自己のうちにある労働の独自の社会的な性格を外化させねばならない。そこで諸商品は交換に先立ち排他的—商品でもって自らの労働の社会的性格とその量を表現する。この排他的—商品が貨幣（金）であり，商品価値の表現であるこの金量が価格である。商品は価格をもって交換に入り，交換で実際に金と交換され価格を実現するのである。だから，流通で必要とされる貨幣は商品価格によって規定されるということになる。

ところで，商品が貨幣へと姿態変換した後すぐにまたこの形態を捨て，他の商品の使用価値へ姿態変換する場合（すなわち価値に一般的形態をあたえることそれ自体が目的のではなく，物質代謝を目的とする場合），商品価格を実現する貨幣は瞬間的な存在でしかない。それゆえ，流通手段としての貨幣は無価値なものによって代理される可能性をもっており<sup>6)</sup>，流通過程自体による金鋳貨の観念化のなかで金鋳貨の代理として登場してきたのが価値章標（国家紙幣など）であった（国家の強制通用力は紙幣の流通根拠をなすのではなく，紙幣の流通を一般的に保証する条件であるにすぎない<sup>7)</sup>）。価値章標はこうした本質と発生根拠をもつものである。

この価値章標の本質規定からは，その運動法則がでてくる。この点を『資本論』に即して見てみよう。大事な所なので多少長いが以下に引用する。

「一ポンド・スターリング……などの貨幣名の印刷されてある紙券が，国家によって外から流通過程に投げこまれる。それが現実と同名の金の額に代わって流通するかぎり，その運動にはただ貨幣流通そのものの諸法則が反映するだけである。紙幣流通の独自の法則は，ただ金にたいする紙幣の

代表関係から生じうるだけである。そして、この法則は、簡単に言えば、次のようなことである。すなわち、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表わされる金（または銀）が現実に流通しなければならないであろう量に制限されるべきである、というのである。……それだからこそ〔流通必要量のそれ以下には決して下がらない最小限が流通過程を絶えず駆けまわっているからこそ—佐藤〕、この〔流通部面が吸収しうる量の—佐藤〕最小限は紙製の象徴によって置き替えられることができるのである。これに反して、もし今日すべての流通水路がその貨幣吸収能力の最大限度まで紙幣で満たされてしまうならば、これらの水路は、商品流通の変動のために明日はあふれてしまうかもしれない。……しかし、紙幣がその限度……を越えても、それは、……商品世界のなかでは、やはり、この世界の内在的な諸法則によって規定されている量、つまりちょうど代表されうるだけの量を表わしているのである。紙券の量が、たとえば一オンスずつの金のかわりに二オンスずつの金を表わすとすれば、事実上、たとえば一ポンド・スターリングは、たとえば1/4オンスの金のかわりに1/8オンスの金の貨幣名となる。結果は、ちょうど価格の尺度としての金の機能が変えられたようなものである。したがって、以前は一ポンドという価格で表わされていたのと同じ価値が、いまでは二ポンドという価格で表わされることになるのである〕<sup>8)</sup>。

「紙幣流通の独自の法則は、ただ金にたいする紙幣の代表関係から生じうるだけである」、「紙券の量はそれが流通のなかで代理する金貨幣の量によって規定され、紙券は金貨幣を代理するかぎりだけで価値章標であるから、紙券の価値は単純にその量によって規定される」<sup>9)</sup>という文章からもわかる通り、流通過程（流通手段の機能）で紙幣の受け取る固有の意義・本質（流通手段としての金の象徴）がその運動法則の在り方を規定すると述べられている。紙幣の本質から必然的にでてくるところの紙幣流通の独自の法則とは、「紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表わされる金（または銀）が現実に流通し

なければならないであろう量に制限されるべきである」ということ、すなわち「流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金鑄貨の量によって規定される」<sup>10)</sup>ということであり、この運動法則によって紙幣はその運動を規定される。こうした基本認識をもとにマルクスは紙幣の運動を二つの場合に分けて論じている。ひとつは、紙幣量がそのあるべき流通量の範囲内にとどまっている場合であり、もうひとつは、その限度を紙幣が越えた場合である<sup>11)</sup>。(なお、念のために言えば、紙幣は紙幣の独自な一法則にしたがって運動するとはいえ、しかしその根底に貨幣流通の諸法則を据えていないというのではない。紙幣の運動の根底には貨幣流通の諸法則が存在している。紙幣は流通必要金量との関連をもっているからである。ただ、紙幣は金と全く同じ運動をするのではないのである。後述するように、紙幣は金と違って商品価格総額の騰落にしたがってその流通量を内的必然的に増減させる機能をもっていない<sup>12)</sup>。紙幣は紙幣流通の独自な一法則にしたがって運動するのである。そして、紙幣の量が流通必要金量内である時には「紙幣に固有でない運動」を、すなわちただ「貨幣流通の法則が反映する」ところの運動をし、他方、流通必要金量を越えた時には「紙幣に固有な運動」をする<sup>13)</sup>)。

まず、第一の場合について論じよう。紙幣のあるべき流通量は、それが流通で代理する金鑄貨の量によって規定される。金鑄貨の量とは、より正確には流通必要金量の変動幅の最小限部分のことである。流通必要金量はその時々状況に応じて変動し、不必要となった貨幣は蓄蔵貨幣となって流通の外にでることになる。この場合の貨幣は、流通手段としての貨幣のようにW—Wの過程を媒介するものとして瞬間的な定在にあるのではなく、過程の中断によって流通からひきあげられるから、価値の絶対的な姿態としての規定性において存在することを要求される。紙幣は、その発生根拠上、瞬間的な定在としての貨幣を代理することはできるが、価値の絶対的な姿態としての蓄蔵貨幣を本来、代理することはできない。だから、絶えず変動する流通必要金量の最小限度額のみが本来、紙幣の代理できる範囲なのである。

紙幣が現実に同名の金に代わって流通する時その紙幣の流通量が紙幣のあるべき量ということになるが、では紙幣が「現実に同名の金に代わって流通する」とは具体的にどういう事態か。それは、『経済学批判』でも述べられているように「もし 1400 万ポンド・スターリング……が、一国の通貨がそれ以下にはけっして下がらない水準であるとすれば、それぞれが 1 ポンド・スターリングをあらわす価値章標である 1400 万枚の紙券が流通しうるであろう」<sup>14)</sup>ということである。例えば、商品価格総額が金 75 g、価格の度量標準（以後、度量標準と略記する）が金 0.75 g (2 匁) = 1 円であるという前提のもとで、商品価格総額が 100 円と表される時、価格を実現するために必要な貨幣は、度量標準にしたがって鑄造された 1 円金貨が 100 枚ということになるが、金鑄貨を代理する紙幣のあるべき流通量とは 1 円紙幣 100 枚であるということだ。商品価格総額たる金量（これは度量標準にしたがった貨幣名で表現される）が流通手段としての金鑄貨の量を規定し、この金鑄貨の量があるべき紙幣量を規定するのである。

このように、紙幣の流通量を説く際にマルクスが紙幣のあるべき量を主張したことは、注目されるべき点であって、“紙幣はどんな数でも流通に入り込みうるのだ”ということだけを論じたヒルファディングとは著しい相違をなしている<sup>15)</sup>。紙幣は金鑄貨の代理にすぎないという強い認識がもたらした叙述であると言ってよいであろう。かかる認識はリカードにあって不明瞭ながらも示唆されていた点であったが<sup>16)</sup>、マルクスはそれを正確な貨幣把握にもとづいて鮮明にうちだしたのであった。

さて、次に第二の場合についてみてみよう。紙幣の流通量があるべき水準を越えた場合はどうなるであろうか。この場合でも、紙幣は現実に流通するであろうところの金鑄貨しか代理しえないのである。紙幣は、流通手段の機能的定在というその本質上、蓄蔵貨幣や世界貨幣となって流通の外へ出ることはできない。「ひとたび流通にはいった紙券は、これを流通から投げだすことは不可能である。なぜなら、その国の境界標がその進路をとどめる

だけでなく、紙券は流通の外では、すべての価値を……失うからである。その機能上の定在から切り離されると、紙券はなんの価値もない紙くずに転化する」<sup>17)</sup>と『経済学批判』でマルクスも述べているように、紙幣はその本質上、商品流通の必要に応じて内在的に収縮する機能をもたないのである<sup>18)</sup>。そこで、流通過程において（自らの内在的な価値においてではなく）金鑄貨の代理として存立している紙幣は、その量が過剰となれば、「それ〔価値章標—佐藤〕がどういう金名義をもって流通にはいりこもうとも、流通の内部では、その代わりに流通できるはずの金量の章標にまで圧縮される」<sup>19)</sup>ことになる。紙幣の過剰流通によって商品価格の騰貴が起こるが、それは、「流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金鑄貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に、流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹にほかならない」<sup>20)</sup>のである。

ではどのようにして商品価格の騰貴がおこるかをもう少し詳しくみてみよう。「紙幣がその限度……を越えても、それは、……商品世界のなかでは、やはり、この世界の内在的な諸法則によって規定されている金量、つまりちょうど代表されうるだけの金量を表わしているのである。紙券の量が、たとえば一オンスずつの金のかわりに二オンスずつの金を表わすとすれば、事実上、たとえば一ポンド・スターリング〔1ポンド券とは言っていない—佐藤〕は、たとえば1/4オンスの金のかわりに1/8オンスの金の貨幣名となる。……したがって、以前は一ポンドという価格で表わされていたのと同じ価値が、いまでは二ポンドという価格で表わされることになる」とマルクスが述べているように、紙券の過剰流通によって紙券の代表金量が低下するが、この代表金量の低下は、事実上、度量標準の切下げであって、これによって商品価格は騰貴するのである。1ポンド・スターリング紙幣は度量標準（例えば、1/4オンスの金＝1ポンド・スターリング）にしたがって本来であれば1/4オンスの金を代表するが、国家によって過剰に紙幣が流通させられれば、紙幣の代表金量は低下する。国家が1ポンド・スターリングを1/4オンスの金の貨幣名で

あると定め、1/4 オンス金を表わすはずの1ポンドの紙券を流通に投入しても、流過程では1ポンド券は1/4 オンスの金を表さない。このことは、1ポンドが1/4 オンスの金の貨幣名であるとした度量標準の規定性が客観的妥当性を失ったことを意味する。1/4 オンスの金=1ポンド・スターリングという度量標準が生きているなら、国家は1ポンド紙幣によって1/4 オンスの金を流通に投入できることになるが、しかし実際にはそうではなく、1ポンド紙幣がどれだけの金の章標であるかは流通必要量と紙幣の流通量との関係のなかで決定されてくる。流通に必要とされる量は増されることはないので金量の呼ばれ方、計算のされ方が変えられることになったのである。1ポンドが1/4 オンスの金の貨幣名であるとした国家の法的規定が法律によって依然として妥当であるとされても、1ポンドは事実上1/8 オンスの貨幣名に引き下げられる。このことによって商品価格は騰貴する。

このように、インフレーションの最も基本的・抽象の規定は、(紙幣の過剰流通の際に起こる)紙幣の代表金量低下・度量標準の事実上の切下げを媒介とした紙幣流通法則の強制的貫徹=名目的価格騰貴ということのうちにある。紙幣増発による商品価格騰貴を把握するには、この騰貴が、「流通する金の量は商品の価格によって規定され、流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金貨の量によって規定される」という法則が外部から機械的に破られた場合に、流過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹にはかならない」ということを把握することが決定的に重要であると言えよう。

## II マルクス以前の価値章標学説の検討

前章では、インフレーションの基本的規定を把握するために紙幣(価値章標)の本質と運動様式をマルクスの理論に即して展開した。

ところで、紙幣の過剰流通に伴う商品価格の騰貴、すなわちインフレーションは、“流通する金の量は商品の価格によって規定され、流通する価値章標の量はそれが流通で代理する金鑄貨の量によって規定されるという法則”が外部から機械的に破られた場合に流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹にほかならないから、インフレーションの基本的規定を把握するために、流通する金の量は商品の価格によって規定されるという貨幣の諸形態規定性（貨幣の諸機能）の問題を的確に理解することは非常に重要である。この貨幣の諸形態規定性を正確に認識するために、マルクスは商品および貨幣の本質把握のうえに貨幣の諸形態規定性を展開した。人々の労働の独自の社会的性格を担うものとして商品は労働のこの社会的性格を外化させねばならない。そしてこの社会的労働の一般的外化形態が貨幣である。こうした貨幣の本質が理解されれば、商品価格が流通手段の量を規定するというのもすぐにわかる。商品は交換において社会的労働の一般的形態へと外化しなければならないが、交換で相対する商品はどれもみな私的労働の形態でしかないから、商品は交換に先立ち価格として社会的労働の一般的形態を創造し、自らの労働の社会的性格とその量とを貨幣（金）で表現せざるをえない。商品はこの価格形態を交換で実現する。交換で必要とされる貨幣がこの商品価格によって規定されることは明らかであろう。こうした貨幣の諸形態規定性の認識があつてはじめて紙幣の本質と発生根拠、およびその運動法則に関する問題が正しく提起されることになる。貨幣は排他的—商品でなければならないのに、なぜ価格を実現する時に貨幣（金）は登場せず、紙幣がその機能を果たすのか、流通過程では紙幣の「価値」はそれ自身の内的価値によっては規定されず、その量によって変動するのか、といった諸問題への解答に、道が開かれることになると思うのである。

そこで、本章では、紙幣の本質およびインフレーションの基本的規定の把握（価値章標論）にあつて貨幣の諸形態規定性（諸機能）をその根底に据えることがいかに重要であるかをマルクス以前の価値章標論の検討を通して明ら

かにしようと思う。マルクス以前の価値章標論としては、価値章標とは無価値な代理物であるとするヒュームの説や、あるいは金銀と並ぶ貨幣という分類に属するところの、社会によって人為的かつ慣習的価値をあたえられたものとして価値章標をとらえるフラートンの説などがあげられる<sup>21)</sup>。しかしマルクス以前に価値章標論が様々に展開されてきたとはいえ、正確に価値章標が論じられてきたとは言いがたい。その最大の原因は貨幣の諸形態規定性が十分に認識されてこなかった点にあると私は考える。そこで、それぞれの学者が貨幣の諸形態規定性についていかなる理解を示し、それによってどのように彼らの価値章標論が規定されたかを論じようと思うのである。

マルクス以前の貨幣の諸形態規定性についての認識には、大きく二つの潮流がある。ひとつは、流通手段の量が商品価格を規定するとみる見方であり、ヒューム、そして通貨学派の人達によって代表される。もうひとつは、それとは逆に、商品価格が流通手段量を規定するとみる考え方であり、サー・ジェームズ・ステュアート、それからトゥーク、フラートンといった銀行学派の人達によって代表される。

ヒュームは、不当にも、「財貨の価格はつねに貨幣の量に比例する」<sup>22)</sup>と述べ、一国の商品価格は、その国に存在する（現実的または象徴的）貨幣の量によって規定されると主張した。「もし鑄貨が金庫にしまいこまれるならば、それは、物価に関しては、全く消滅してしまったも同然である。一方、財貨が一般の倉庫……に退蔵されるならば、これと同様な結果が生ずる」<sup>23)</sup>とはいえ、しかし、一国に存在するすべての金銀は、鑄貨として流通によって吸収されざるをえない<sup>24)</sup>、という。

こうした貨幣の諸形態規定性の認識にはどのような価値章標論が対応するであろうか。まず、かかる貨幣の諸形態規定性の認識の問題点を指摘し、次いでそれをもとにその価値章標論にふれよう。

ヒュームは、貨幣流通の諸現象を一面的に紙幣流通に即して研究し、貨幣の諸形態規定性に関する正確な認識を全くと言っていいほど欠いていた。彼

は貨幣の諸形態規定性の把握の基礎となる貨幣の本質について次のように誤解する。「貨幣は……財貨相互の交換を容易にするために人びとが承認した道具にしかすぎない。それは交易の車輪の一つではない。それはこの車輪の動きをヨリ円滑にたやすくする油なのである」<sup>25)</sup>、と。貨幣は単なる交換の不便を解消するために人々によって考案され、交換過程に外的に持ち込まれた道具としてしか考えられておらず、商品のうちに含まれている人々の労働の社会的性格の一般的外化形態だとはみられていない。だから、商品が交換に先立ち社会的労働の一般的形態を創造し、自らの労働の社会的性格とその量とを貨幣(金)で表現するということが看過され、商品は価格なしに流通に入り込み、流通過程で商品と金とが無概念的に等置されると考えられた。蓄蔵貨幣の規定性が無視されたのも、このことと決して無関係ではあるまい。こうした誤った貨幣の諸形態規定性の認識からは、誤った価値章標論しか生まれえない。すなわち、貨幣(金)ですら商品と無概念的に等置されるのだから、ヒュームにあつては「価値章標としての貨幣は……諸商品の無価値な代理物」<sup>26)</sup>にすぎないとされたのであった。

他方、こうした貨幣数量説に対して、批判の旗手として力強く登場してきた人達がいた。銀行学派と呼ばれる人達である。彼らの直接の批判の対象は、“金が輸入または輸出されるのは、もっぱら金の量とその正しい水準以上または以下にあるためであり、金とその金属価値以上または以下に増価または減価し、それにより商品価格が高すぎたり低すぎたりするためであつて(貿易収支の逆調は過剰な通貨から生じる)、こういう運動が流通する貨幣の膨張または収縮を通じて商品価格をその真の水準に引き戻す”としたリカードの誤った学説をイングランド銀行の運営に応用したところの、通貨学派であつた。周知のように、通貨学派とは、貨幣流通の法則に服するところの兌換銀行券を貨幣数量説の原理に従わせようとした人達のことで、金が外国から流入すれば、それは、流通手段が不足で、貨幣価値が高すぎ、商品価格が低すぎる証拠であつて、したがつて新たに輸入された金に比例して、銀行券が流

通に投入されなければならないし、逆に金が国内から流出するのに（または為替相場に）比例して、銀行券は流通から引き揚げられなければならない、と主張した人達であった。銀行学派は、正当にも、リカードや通貨学派のこうした貨幣数量説的な考え方を実証的に批判し、商品価格が流通手段の量を規定することを主に兌換銀行券に即して鮮明に打ち出した。「事実上、また歴史的にみても、自分の研究しえた限りでは、物価の騰貴または低落が顕著に生じた如何なる場合においても、その騰落は銀行券流通高の伸縮に先行していた、したがって前者が後者の結果であるということはありません」、  
“金流出を伴った為替相場の著しい低落は、何れも流通手段の比較的低額な状態と一致していたし、また為替相場の位置が反対の場合は、流通手段の状態も反対であった” というトゥークの見解をもとに、例えば、フラートンは次のように言う<sup>27)</sup>。まず、商品価格と流通手段量との関わりについて。金が流通する場合、「金は矢張り物価の騰落に従って流通界に没<sup>28)</sup>する。金は全て鑄貨に転化するのではなく、商品価格にとって流通手段が過剰となれば金は退蔵貨幣へ転化する。また兌換銀行券が流通する場合も、兌換銀行券は通貨学派の考える如くどんな額でも流過程に入りこむのではなく、商品価格によって規定された量しか入り込めない。例えば 1833-39 年、株式銀行は利益を得るために個人銀行およびイングランド銀行との間で銀行券をひろめるための非妥協的な競争に乗り出した。しかしその結果は、まず第一に銀行券流通高を増大させるどころか、信用が景気逆転を促進したことによって、この総流通高を減少させたことであり、第二に他人の発行した通貨を犠牲にして彼ら自身の発行する通貨を増加させただけであった<sup>29)</sup>、と。

次いで流通手段の運動と世界貨幣の運動との関連を論じるなかで、商品価格と流通手段量との関係について彼は次のように述べる。第一に、世界貨幣は流通手段（金）からではなく退蔵貨幣から支出されるのであって、世界貨幣の支出が流通手段量の変動を介し商品価格に影響を及ぼすことはない<sup>30)</sup>。このことは兌換銀行券についても言える。兌換銀行券が地金引出しの媒介物

をなしている場合にも、それらの兌換「銀行券は流通界から出てくるのではなく、銀行業者およびその他の資本家たちの準備金からである」<sup>31)</sup>。「輸出を目的としてイングランド銀行の金庫から引き出された金の額と貨幣の介在を必要とする国内の売買取引額との間には、必然的な因果関係は存在しない」<sup>32)</sup>。第二に金の流出、または外国為替相場は兌換銀行券の流通高調整の基準とはなりえない<sup>33)</sup>。というのは、対外支払いのための貨幣の運動と国内の通貨の運動を規定する原理は異なるから。前者、すなわち「正金輸出入の動機は専ら対外支払い差額の状態如何によって支配され」<sup>34)</sup>、後者は国内の貨幣需要によって（商品価格総額との関係によって）規定される。実際、紙券を1795年の1600万ポンドから664万250ポンドへ縮減したにもかかわらず、金の流出を目につくほどには抑止できなかった<sup>35)</sup>。また1819年以来いろいろな場合に「為替相場の強調、地金の流入が、通貨流通充溢状態のもとに生じたり、或いはまた、為替相場の軟調、地金の流出が、通貨の収縮している時に現れた」<sup>36)</sup>。通貨の量が商品価格を規定し、それが対外商取引を、したがってまた世界貨幣としての運動を規定するのではない。通貨の充溢と外国為替相場の順調とが同時に起こったのは、金の流入を誘致する事情が同時にまた一般に国内産業の活況、すなわち貨幣の使用と需要を増大させる事情をなしていたからであり、為替相場の位置が反対の場合に、通貨の状態も反対であったのは、自国商品に対する外需の中絶、資金回収の遅滞、商業不振といった金の流出をたすけるような事情が同時にまた国内の商業不振という貨幣の使用と需要を減少させる事情をなしたからにすぎない。もちろん一時的とはいえ金の流出と兌換銀行券に対する発行需要の増大とが同時に発生することもあるが、しかしこの兌換銀行券発行高の増大は低為替相場の必然的付随現象ではなく、例えばパニック期の退蔵目的などによって起こったものである<sup>37)</sup>、と。

さて、このように商品価格が流通手段の量を規定することを正当にも主張したフラートンではあったが、紙幣に関しては「紙幣減価と諸商品の名目的

価格昂騰とに必要なあらゆる条件が備わっている」<sup>38)</sup>と言明するにとどまり、価値章標論を正確に展開することはできなかった。価値章標の本質とその発生根拠、したがってまた紙幣の流通法則が把握されていなかったのである。例えば、彼は、「社会はこの貨幣〔慣習通用通貨（価値章標）—佐藤〕に対して……その内的特質から全く独立した、且つまたこれに対して向けられる需要と確実に比例関係にたつところの、一つの交換価値をば与える」<sup>39)</sup>と述べている。しかし、価値章標の「価値」はフラートンの言うような社会が与えるといった「人為的且つ慣習的な価値」ではなく、流通手段という貨幣の形態規定性から紙幣に与えられるものであるし、価値章標の望ましい量も「遂行すべき諸取引と正しく均衡する程度」というように商品との関係で規定されるというよりは、むしろ直接には商品価格を実現する金鑄貨の量との関係において規定されるものである。さらにまた、彼は「これら紙幣に対する信用は、それらが究極において鑄貨に兌換されるであろうという期待には全く由来していない」<sup>40)</sup>ということを指摘しただけで、なぜこのようなものが流通しうのかについての理由にも答えていない。このように価値章標の本質とその発生根拠が把握されていないのだから、過剰な紙幣の流通によって起こる商品価格騰貴の意味（紙幣増発によって商品価格の騰貴はなぜ起こるのか、その騰貴によって一体何が語られているのか、そこに貫かれる法則は何か、といったこと）や価値章標の妥当する範囲（フラートンは流通手段の規定性を超えて価値章標が妥当するものでもあるかのように考えているように思われる。例えば、フラートンは「我が国内取引に関する限り、通常金銀貨によって果たされている貨幣のすべての機能は、法律によって与えられる人為的且つ慣習的な価値以外には何らの価値をも有たない不換紙幣の流通により、同じように有効に遂行されうること、これは、思うに、否定しうべからざる一つの事実である。この種の価値というものは、その発行高が適当な限界以下に保たれさえすれば、内在的価値のあらゆる目的に應ぜしめることができ、度量原基の必要さえも廃することができる」<sup>41)</sup>と述べているが、これはマルクスによって「貨幣商品は、流通のなかでは単なる価値章標によって代理されることができるのだから、価値の尺度として

も価格の度量標準としても不要だというのである<sup>42)</sup>と批判されたところであった)が理解されていなかったのも当然と言える。

商品価格が流通手段の量を規定するというをフラートンは指摘したのだから、彼が価値章標論を正確に展開していてもよいように思われるが、しかし実際にはそうではなかった。一体なぜであろうか。その最大の理由は貨幣の形態規定性を真に理解していなかったことにあると私は思う。商品価格が流通手段の量を規定するというをフラートンは経験的あるいは実証的に知っていたにすぎず、マルクスのように商品や貨幣の本質の分析から貨幣のかかる諸形態規定性を展開し、貨幣の諸形態規定性を真に把握していたというのではなかった。フラートンにとって貨幣とは、価値の一般的形態ではなく、「普遍的需要を有する便利な等価物」でしかなかった。すなわち、彼は言う。「金銀貨があらゆる種類の商品との交換に通用するのは、金銀それぞれ自体価値を有する商品であって、売買当事者のために普遍的需要を有する便利な等価物を供するからである<sup>43)</sup>、と。もし貨幣がそのようなものであるなら、貨幣はなにも排他的商品でなければならないということはなく、ただ普遍的需要を有する等価物であればよいということになる。商品価格を実現する流通手段も排他的商品である必要はない。フラートンは貨幣の本質を理解していないので、貨幣の諸形態規定性(商品価格が流通手段の量を規定するということ)の意味も真にはわかっていないのである。実際、彼は不換政府紙幣と鑄貨とは貨幣という共通の項目に属する物であると断言し、両者を同列に扱っている。例えば、「不換政府紙幣はそれ自体無価値であるにせよ、既にみた如くその発行に付随する諸事情から交換価値を獲得する、そしてこの交換価値の故に鑄貨におけると全く同一の原理に基づいて諸商品との交換に受領される。故にこれら二種類の通貨は当然共通の項目に帰属する、すなわち『貨幣』という文句は、両者の何れに対しても、正当なる類推によって、同等に用いることができるであろう<sup>44)</sup>、と。鑄貨の場合と同様に、諸商品との交換において受領される原理がその交換価値にあるという理由だけ

で、彼は、紙幣が金とならんで貨幣であると公言している。こうした貨幣観からは紙幣が金鑄貨のあくまでも代理として意義をもつのだという発想はでてこないであろう。「貨幣商品は、流通のなかでは単なる価値章標によって代理されることができるのだから、価値の尺度としても度量標準としても不要だ」として、価値章標が流通手段の規定性を超えて価値尺度の規定性においても妥当すると彼が考えたのも、こうした事実と無関係ではあるまい。マルクスも、フラートンがこのような認識をもっていたことに対し、「貨幣のことについての最良の著述家たちでさえ、貨幣のいろいろな機能をどんなに不明瞭にしか理解していないか」<sup>45)</sup>の一例だと言っているが、以上みてきたように、紙幣の問題を、したがってまたインフレーションの問題を把握するには貨幣の諸形態規定性を（貨幣の本質から）真に理解することが決定的に重要である。

〔注〕

- 1) この点の論争整理としては、例えば下平尾勲『信用と景気循環』新評論、1978年、171-82ページを参照されたい。
- 2) この論争を紹介したものとしては、例えば、松橋透「インフレーション論争——信用論段階における諸問題をめぐって——」浜野俊一郎・深町郁彌編『資本論体系』第6巻、有斐閣、1985年、504-19ページ、などがある。
- 3) 岡橋保『信用貨幣の研究』春秋社、1969年。
- 4) 高木暢哉『再生産と信用』有斐閣、1957年。竹村脩一「蓄蔵貨幣の形態」九州大学『経済学研究』第18巻第1号、1952年。
- 5) 飯田繁『不換銀行券・物価の論争問題』千倉書房、1983年。
- 6) 「……なぜ金はそれ自身の単なる無価値な章標によって代理されることができるのか？……。……すでに見たように、金がそのように代理されることができるのは、それがただ鑄貨または流通手段としてのみ機能するものとして孤立化または独立化されるかぎりでのことである。……これらの過程〔商品変態 W-G-W の相対する諸過程の継続的な相互変換—佐藤〕では、商品にたいしてその価値姿態が相対したかと思えばそれはまたすぐに消えてしまうのである。商品の交換価値の独立的表示は、ここではただ瞬間的な契機でしかない。それは、またすぐに他の商品にとって代わられる。それだから、貨幣を絶えず一つの手から別の手に遠ざけて行

く過程では、貨幣の単に象徴的な存在でも十分なのである」(K. Marx, *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*, Erster Band, K. Marx-F. Engels Werke, Band 23, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S.142-43. 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23巻第1分冊, 大月書店, 1965年, 168-69ページ。以下, 引用に際しては, *K.I.*, と略記し, 引用ページとともに示す。なお, 本稿の引用文中, ……の箇所は佐藤による文章の省略を表す)。

「運動  $W-G-W$  が直接たがいに転化しあう二つの契機  $W-G$  と  $G-W$  との過程の統一であるかぎり, ……商品がその交換価値を……貨幣で展開するのは, すぐにまたこの形態を揚棄して, ふたたび商品に, あるいはむしろ使用価値になるためである。……金がただ铸貨として機能するかぎりでは, すなわちたえず流通にあるかぎりでは, それは実際にはただ諸商品の変態の連鎖とそれらのたんに瞬間的な貨幣存在とをあらわすにすぎず, ……どこでも交換価値の休止的な定在として……は現れない。諸商品の交換価値がこの過程で受け取り, 金とその流通であらわす実在性は, ただ電気火花のような実在性にすぎない。この金は現実の金であるとしても, ただ仮象の金としてだけ機能するにすぎず, それだからこそこの機能では, それ自身の章標によって置き換えられることができるのである」(K. Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, K. Marx-F. Engels Werke, Band 13, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1961, S.94. 杉本俊朗訳『経済学批判』国民文庫, 1953年, 147-48ページ。以下引用に際しては, *Kr.*, と略記し, 引用ページとともに示す)。

7) 「貨幣の章標はそれ自身の客観的に社会的な有効性を必要とするのであって, これを紙製の象徴は強制通用力によって与えられるのである」(*K.I.*, S.143. 邦訳 169ページ)。

8) *K.*, S.141-42. 邦訳 166-67。

9) *Kr.*, S.98. 邦訳 154ページ。

10) *Kr.*, S.100. 邦訳 157ページ。

11) 紙幣の運動を論じるうえで, マルクスは二つの前提を置いた。第一の前提は, 紙幣の専一的流通ということである。こうした前提が置かれたのには二つ理由がある。ひとつは, 金が同時に流通していてもそうした事情は紙幣の運動法則の根底を何ら変えないからである。金が同時に流通していようがいまいが, 紙幣は金の象徴としての規定性に基づいて紙幣流通の独自な一法則によって支配される。だから紙幣の運動を研究し, 叙述するためには, 金の流通はさしあたり捨象されなければならない。もうひとつの理由は, 金が同時に流通しているという前提を置くと, 「紙幣に固有な運動」を純粋に取り上げられないからである。マルクスが紙幣の過剰流

通による物価騰貴を『経済学批判』で取り扱う際、「紙券が唯一の流通手段をなし  
ている場合」(Kr., S.100. 邦訳 157 ページ) という条件をつけていることから推  
察される通り、金貨と紙幣が両方流通する場合には紙幣の代表金量低下は生じな  
い。なぜなら、流通必要金量が一定である時に紙幣の発行が増やされればその増加  
した紙幣の額だけの金貨が流通から引き揚げられ、蓄蔵貨幣へ転化されるからで  
ある。流通過程が紙幣だけで満たされない限り、紙幣減価は生じないのである。こ  
のことは、フランスのアッシニア紙幣の濫発が物価に影響するまでかなり長い時間  
を要したのはなぜかということについてのフラートンの説明のなかで説かれた点で  
もあった (Cf. John Fullarton, *On the Regulation of Currencies; being an examination  
of the principles, on which it is proposed to restrict, within certain fixed limits, the future  
issues on credit of the Bank of England, and of the other banking establishments  
throughout the country*, Second edition, with corrections and additions, London, 1845,  
阿野季房訳『通貨調節論』改造選書, 1948 年, 96-97 ページ参照)。

第二の前提は、こうである。現実の流通では様々な額面の価値章標 (1 ポンド  
券, 5 ポンド券, 10 シリング券) が流通しているにもかかわらず、さしあたりそ  
うした事情を捨象し、まずもって特定の一つの価値章標 (マルクスの例では 1 ポ  
ンド券——これはシリング券であっても何ら支障はない。その場合には 1 ポンド  
券に代わってその 20 倍のシリング券が流通することになる) のみの流通を前提と  
したことである。いろいろな額面の紙券がそれぞれどれだけ流通するかは、これら  
特殊な種類の価値章標の流通範囲のために必要な金量によって規定される事柄だが  
(Vgl. Kr., S.97-98. 邦訳 153 ページ参照), しかしこうした事情は価値章標の運動  
様式の一般的な法則には何ら関わりのない事情をなす。様々な額面の価値章標が実  
際に流通しようが、これらそれぞれがその代表金量を流通必要金量との関係に  
おいて決定されるということには何ら変わりはない。だから、価値章標の運動様式  
を説くにあたってはこうした事情を事柄の核心に関わりのない非本質的なものとし  
て捨象し、価値章標の運動様式のみをまずもって純粋に論述しなければならないの  
である。

- 12) 『経済学批判』においてマルクスは、貨幣流通の諸法則と紙幣流通の独自な一法  
則とを対比するなかで、金と価値章標、この両者の流通の仕方の違いを次のように  
言っている。「価値章標の流通では、現実の貨幣流通のすべての法則があべこべに逆  
立ちして現われる。……流通する金の量は商品価格の騰落につれて増減するのに、  
商品価格は流通する紙券の量の変動につれて騰落するように見える」(Kr., S.100.  
邦訳 157 ページ)。紙幣は商品価格の騰落にしたがって内的必然的にその量を増減  
しない。

- 13) Vgl. Kr., S.101. 邦訳 158 ページ参照。

- 14) Kr., S.98. 邦訳 153-54 ページ。
- 15) 「金を紙券で置き換えれば、この紙券にはなんと印刷されてもよいが、それらの総額は常に諸商品の価値総額を代表せねばならない。したがって、今の場合には〔諸商品が 500 万マルクに値するものであれば—佐藤〕、500 万マルクに等しくなければならない。5 千枚の等しい紙片が印刷されれば、各片は千マルクに等しいとされるであろうし、10 万枚が印刷されれば、各片は 50 マルクに等しいであろう〔下線—佐藤〕」(ヒルファディング著、岡崎次郎訳『金融資本論』上巻、岩波書店、1982 年、48 ページ)。
- 16) Vgl. Kr., S.145. 邦訳 225 ページ参照。
- 17) Kr., S.98. 邦訳 154-55 ページ。
- 18) 金買い上げによる紙幣の発行を理論的にどうおさえるかという問題に関わっている重要な論点が生じるが、『資本論』に即したインフレーションの基礎研究という本稿の性格上ここではふれないでおくことにする。この点については、村岡俊三『世界経済論』有斐閣、1988 年、84-88 ページを参照されたい。
- 19) Kr., S.100. 邦訳 157 ページ。
- 20) Kr., S.100. 邦訳 157 ページ。
- 21) ここにヒュームとフラートンの二人を取り上げるのは、次のような理由からである。紙幣問題の把握には貨幣の形態規定性の理解が前提となるのであって、その意味では個々様々に提唱された価値章標論はそれを提唱した人が貨幣の形態規定性についてどういった認識を示していたかという側面から論じられねばならないが、ヒュームは貨幣数量説を決定的に展開した代表者であり (Vgl. Kr., S.135. 邦訳 210 ページ参照)、他方フラートンは貨幣流通法則を実証的に論証した重要な人物であるからだ。

なお、この二つの潮流の双方の展開に多大な影響をあたえた学者としてリカードがあげられるが、本稿ではリカードの学説は取り上げないことにする。ただ、ここではさしあたり、彼の貨幣の形態規定性および紙幣の本質に関する学説をマルクスのリカードに対する評価に即して示しておく。リカードは、対象化された労働量における等置に基づいて、商品価格が流通手段の量を規定するという正しい指摘をしつつも、その後で、ひるがえって貨幣数量説を踏襲して、それを国際的関係のなかで次のように展開した。すなわち、“貿易収支の逆調は過剰な通貨以外からは決して生じない”、と。金の輸出入を引き起こすものは、つねに、流通手段の量がその正しい水準以上ないし以下に膨張または収縮した結果として生じる金の減価または増価だけである、こういう運動が流通する貨幣の膨張または収縮を通じて商品価格をその真の水準に引き戻すのだとリカードは主張する。リカードは貨幣数量説を踏襲したので、金および兌換銀行券の流通をただの価値章標の流通と混同し、およ

そ貨幣として役立つ貴金属のどんな量も、その貴金属の内的価値に対する割合がどうであろうとも、つねに流通手段、すなわち鑄貨でなければならず、したがって流通する諸商品価格がどれほどであろうと、諸商品の価値章標でなければならないことにしている。もっとも、こうしたリカードの考え方は彼が紙幣の本質を全く見誤ったということ必ずしも意味するわけではない。リカードにあっては、さきに述べた貨幣数量説的展開はひとつの法則からの偏差、あるいはまた法則貫徹の媒介形態として位置付けられるからである。本来的には貨幣の価値はそれに対象化された労働量によって規定され、商品価格が流通手段の量を規定すると彼は考えていた。だからまた、「価値章標としての貨幣は、彼〔リカード—佐藤〕にとっては、一定の金量の章標を意味し、ヒュームの場合のように、諸商品の無価値な代理物」(Kr., S.145. 邦訳 226 ページ)ではなかったのである。

- 22) ヒューム著、田中敏弘訳『政治経済論集』お茶の水書房、1983年、33ページ。
- 23) ヒューム、同上書、42ページ。
- 24) ヒューム、同上書、37-38ページ参照。
- 25) ヒューム、同上書、33ページ。
- 26) Kr., S.145. 邦訳 226 ページ。
- 27) フラートン、前掲書、126, 148 ページ。
- 28) フラートン、同上書、137 ページ。「貨幣退蔵は諸鉱山の生産高が過剰で金銀が市場に溢れているときにこれを吸収し、反対にそれが必要となるときに再びこれを吐き出す」(フラートン、同上書、92 ページ)。
- 29) フラートン、同上書、112-14 ページ参照。
- 30) 「実際のところ、正金支払国が国際収支調整上の諸必要任務をば一般流通界からこれといった助けを受けることなしに遂行するために、貨幣退蔵という機構の有する力が如何に偉大であるかを説明することにおいて、……フランスが、僅々 27 ヶ月の間に連合列強に対する二千万ポンド近くの強制貢納(しかもそのうちのかなりの部分は正金払)の支払を完了し、しかも国内通貨に何ら目立った収縮乃至混乱を生ぜしめなかった……という、手際のよさこそ、人を心服させる……好例である。……この金の太流出の結果として、フランス国民の所有する金銀の中で実際に流通しつつある部分から、ナポレオン金貨ただ一枚ですら引き出されたかどうか、疑問であろう」(フラートン、同上書、172-73 ページ)。
- 31) フラートン、同上書、175 ページ。
- 32) フラートン、同上書、174 ページ。
- 33) フラートン、同上書、133 ページ。
- 34) フラートン、同上書、142 ページ。
- 35) フラートン、同上書、148 ページ。

- 36) フラートン, 同上書, 149 ページ。
- 37) フラートン, 同上書, 159-60 ページ。
- 38) フラートン, 同上書, 83 ページ。「紙幣減価と諸商品の名目的価格昂騰とに必要なあらゆる条件」とは, 紙幣が, 金と兌換されないものであり, 貸付によってではなく支払手段として国家によって支出されるものであること, などであろう。
- 39) フラートン, 同上書, 39 ページ。
- 40) フラートン, 同上書, 39 ページ。
- 41) フラートン, 同上書, 38-39 ページ。
- 42) K., S.142. 邦訳 168 ページ。
- 43) フラートン, 前掲書, 54 ページ。
- 44) フラートン, 同上書, 54-55 ページ。
- 45) K.I., S.142. 邦訳 168 ページ。